

「三重県地球温暖化対策実行計画」の改定について

1 要旨

近年、地球温暖化による影響は、現に様々な分野で現れており、このまま温暖化が進行すると、その影響は更に拡大すると予測されています。

県では、地球温暖化対策推進法で策定を義務付けられた「三重県地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成 24（2012）年度～令和 2（2020）年度）を策定し、温室効果ガスを「令和 2（2020）年度までに平成 17（2005）年度比で 20%削減」という目標を掲げ、県域（区域施策編）及び県自ら（事務事業編）の温室効果ガス排出削減に取り組んできました。

一方、国では、「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月）」において、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減の水準にするとの中期目標や、2050 年までに 80%の削減を目指すとの長期目標が示されたことから、これらを踏まえた本県実行計画の改定が必要となっています。

また、気候変動影響を回避・軽減する「適応」について、平成 30（2018）年 6 月に気候変動適応法が成立し、同法において都道府県に地域気候変動適応計画策定の努力義務が規定されました。

こうした状況から、本県実行計画の改定にあわせ、適応計画を盛り込んだ総合的な計画を、令和 2（2020）年度中に策定します。

2 内容

（1）計画期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 か年の計画とします。

（2）計画策定の方向性

策定する計画は、次の視点から検討を進めていきます。

- ・ 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進
- ・ 環境、経済、社会の統合的向上（SDGs の観点）
- ・ 将来の脱炭素社会を見据えた低炭素社会の構築

（3）計画策定の進め方

三重県環境審議会において、学識経験者等で構成される部会を設置し、現行の地球温暖化対策実行計画による取組の進捗状況等を検証しつつ、世界や国の動向等をふまえて、審議することとします。

また、地球温暖化対策の取組は、多くの部局が関わることになることから、随時、関係所属による庁内検討会を開催しながら、新計画における取組の検討や策定に必要な情報提供について協力をお願いすることになります。

(4) 今後のスケジュール (予定)

| | | |
|------|-----|--|
| 令和元年 | 10月 | 庁内検討会 (以後は随時開催) |
| | 12月 | 環境生活農林水産常任委員会 (策定方針説明) 環境審議会① (策定諮問、部会設置) |
| 令和2年 | 2月 | 部会における検討① (現状総括、検討方向) |
| | 5月 | 環境生活農林水産常任委員会 (進捗報告) 部会における検討② (骨子の検討、目標設定) |
| | 6月 | 環境生活農林水産常任委員会 (骨子の説明) |
| | 7月 | 部会における検討③ (素案) |
| | 9月 | 部会における検討④ (中間案) 環境審議会② (中間案報告) |
| | 10月 | 環境生活農林水産常任委員会 (中間案説明) パブリックコメントの実施 |
| | 12月 | 部会における検討⑤ (最終案) |
| 令和3年 | 1月 | 環境審議会③ (答申) |
| | 3月 | 環境生活農林水産常任委員会 (最終案説明) 計画決定 |

【参考：庁内検討会関係部局等】

| | 緩和編 | | 適応編 |
|-------|---|---|--|
| | 区域施策編 | 事務事業編 | |
| 関係部局等 | 環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部 県土整備部 警察本部 | 総務部 企業庁 病院事業庁 教育委員会事務局 警察本部 | 防災対策部 医療保健部 環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部 県土整備部 企業庁 教育委員会事務局 |